

学 則

①商号又は名称	社会福祉法人 大阪キリスト教女子青年福祉会
②研修事業の名称	社会福祉法人大阪キリスト教女子青年福祉会 大阪YWCAシャロン千里 介護職員初任者研修
③研修の種類	介護保険法施行令に基づく介護員養成研修 (介護職員初任者研修課程)
④研修課程及び 学習形式	介護職員初任者研修課程 ・通信形式 (通信学習実施計画書 (別紙 2－10) を参照)
⑤事業者指定番号	大阪府指定番号：120
⑥開講の目的	介護保険制度や多様化するニーズに対応できる介護サービスが求められる今日、専門的な知識・技術はもとより、利用者の人権を第一に考え、利用者一人ひとりの要望に的確に応えられる介護職員の養成をめざします。また、設立母体である大阪YWCAの目的に則り「キリスト教精神」を基盤にして、地域福祉に貢献できる人材の育成を行います。
⑦講義・演習室 (住所も記載)	〒565-0874 大阪府吹田市古江台3-9-3 シャロン千里 介護者教室、ホール、デイサービスセンター
⑧実習施設	大阪府吹田市古江台3-9-3 シャロン千里デイサービスセンター
⑨講師の氏名及び 担当科目	講師一覧表 (別添 2－3) を参照。
⑩使用テキスト	介護職員初任者研修テキスト (中央法規)
⑪シラバス	シラバス (別添 2－2) を参照。
⑫受講資格	開講日時点において満18歳以上の者で介護業務に従事することを希望する者又はボランティア活動や家族介護を希望する者。
⑬広告の方法	チラシ、当施設の掲示板及びホームページにて広報。
⑭情報開示の方法	下記ホームページにおいて情報開示します。 ホームページアドレス： https://www.ywca-sharon.jp
⑮受講手続き及び 本人確認の方法 (応募者多数の 場合の対応方法 を含む)	◆受講希望者には、案内、学則、カリキュラム、申込書等を送付します。 申込受付は、申込書を持参、郵送、FAXにて受付を行います。 ◆受講にあたっては、本人確認が必要なため、開講当日までに当施設の 受付へ本人確認の手続きをお願いします。 ◆本人確認は、申込書、顔写真、身分証明書(写し)の提出を受け、照合 の上、本人確認を行います。応募多数の場合は、先着順。
⑯受講料及び受講 料支払方法	◆受講料 58,300円 (テキスト代、消費税含む) 分納可 第1回 開講3日前迄 30,000円 第2回 開講日より1か月迄 28,300円 ◆支払方法 郵便振込又はシャロン千里受付に現金を持参。 郵便振込番号 記号00960-6 番号86451

<p>⑯解約条件及び返金の有無</p>	<p>◆受講者からの解約 10日前迄⇒受付手数料 2,200円（税込み）を徴収。 3日前迄 ⇒受付手数料 2,200円（税込み）とテキスト料金 5,500円（税込み）を徴収。 開講後 ⇒納入された受講料は、返金できません。</p> <p>◆研修事業者からの解約 受講申込者が 5名以下の場合は、開講を中止します。 納入された受講料は、ご指定の金融機関に返金します。</p>
<p>⑰受講者の個人情報の取扱</p>	<p>個人情報保護規程策定の有無（有・無） 受講者から取得した個人情報については、当講座を実施するための必要最小限度の範囲内で使用します。また使用にあたっては、決して漏れることのないよう細心の注意を払って管理します。 なお、修了者は大阪府の管理する修了者名簿に記載されます。</p>
<p>⑲研修修了の認定方法</p>	<p>認定方法：修了を認定した者には修了証明書を交付します。 研修の修了年限：3か月 修了評価方法：（別添2-9）を参照。 修了評価筆記試験不合格時の取り扱い：担当講師による補習の上、再試験を実施する。（補習及び再評価費用：3,300円（税込み）） 但し、再試験の回数は2回迄。したがって、最終試験の結果、不合格となった者は未修了者となるため注意してください。</p>
<p>また、⑳補講の方 法及び取扱</p>	<p>補講の方法： ◆レポート（1200字以上）の提出によって出席とみなします。但し、実習を組み入れた場合の「(1)職務の理解」及び「(10)振り返り」、並びに「(2)介護における尊厳の保持・自立支援の」「(3)人権啓発に係る基礎知識」及び実技演習を実施した項目のレポートによる補講は認めません。 また、レポートの提出による補講の上限は、別紙3で定める通信形式で実施できる範囲内となります。 レポート添削・指導費用：1項目につき 2,200円（税込み） ◆欠席項目の講義・演習を別の日に新たに設定し、個別の対応で補講を実施します。また、個別対応による補講は、上限3項目以内とします。 個別対応補講費用：1時間あたり 2,200円（税込み）</p>
<p>㉑科目免除の取扱</p>	<p>大阪府介護職員初任者研修実施要領の規定のとおり取り扱います。但し、受講料の減免措置はありません。</p>
<p>㉒受講中の事故等 についての対応</p>	<p>受講中の事故等については、当施設が加入するあいおいニッセイ同和損害保険株式会社「介護保険・社会福祉事業者総合保険」の傷害保険で対応します。但し、本人の故意、重大な過失による事故は本人の責任となります。</p>
<p>㉓研修責任者名、 所属名及び役職</p>	<p>氏名：松岡 美智代 所属名：社会福祉法人大阪キリスト教女子青年福祉会 シャロン千里 役職：施設長</p>

②課程編成責任者 名、所属名及び 役職	氏名：坂上 信子 所属名：社会福祉法人大阪キリスト教女子青年福祉会 シャロン千里 役職：研修担当責任者
③苦情等相談担当 者名、所属名、 役職及び連絡先	氏名：松岡 美智代 所属名：社会福祉法人大阪キリスト教女子青年福祉会 シャロン千里 役職：施設長 連絡先：シャロン千里 06-6872-0505
④研修事務担当者 名、所属名及び 連絡先	氏名：吉井 知加 所属名：社会福祉法人大阪キリスト教女子青年福祉会 シャロン千里 連絡先：シャロン千里 06-6872-0505
⑤情報開示責任者 名、所属名、役 職及び連絡先	氏名：坂上 信子 所属名：社会福祉法人大阪キリスト教女子青年福祉会 シャロン千里 役職：研修担当責任者 連絡先：シャロン千里 06-6872-0505
⑥修了証書を亡 失・き損した場合 の取扱い	「養成研修修了証明書等の亡失・き損時の取り扱いに関する要領」に基づき証明書を交付します。 ・証明書交付に係る費用：600円（税込み）
⑦その他必要な事 項	遅刻の取り扱い：講義等開始後10分以内に出席が確認出来なかった場合は欠席扱いとします。その際、当事業所が指定する日程において補習を受けなければなりません。 退学処分の取り扱い：無断欠席、当研修の秩序を乱す等、受講生としてふさわしくない事情が生じた場合は退学処分とします。

※1 大阪府からのお知らせ	大阪府介護職員初任者研修事業実施要領第2の2（1）より抜粋
<p>【内容及び手続きの説明及び同意】</p> <p>事業者は、受講の受付に際し、受講希望者に対し受講するため必要な費用等を明記した学則の内容及び研修を受講する上で重要な事項等を記載した書面等を配布するとともに、その説明を行い、かつ、あらかじめ受講希望者の同意を得なければならない。</p>	

※2 研修事業者の指定担当	大阪府 福祉部 地域福祉推進室 福祉人材・法人指導課 人材確保グループ 電話：06-6944-9165
---------------	---